給与所得者等再生による再生手続開始

平成３０年（再ロ）第１００１８号

東京都北区豊島５－４－２－340

再生債務者　谷津田みずほ

1　決定年月日時　平成30年５月11日午後５時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成30年６月８日まで

4　一般異議申述期間　平成30年６月22日から平成30年７月13日まで

東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（再ロ）第１００１２号

東京都新宿区西新宿７－19－22－512

再生債務者　中村真奈美

1　決定年月日時　平成30年５月14日午後５時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成30年６月11日まで

4　一般異議申述期間　平成30年６月25日から平成30年７月17日まで

東京地方裁判所民事第20部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２９年（再ロ）第１６号

千葉県市川市原木１丁目11番４号　（ルーミー212－106号）

再生債務者　林　　達也

1　意見聴取に付する再生計画案　平成30年５月８日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成30年５月30日まで

平成30年５月15日

千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（再ロ）第４号

盛岡市東中野字五輪１番地１　コーポ五輪202号

再生債務者　坂本　吉広

1　意見聴取に付する再生計画案　平成30年５月９日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成30年６月５日まで

平成30年５月15日

盛岡地方裁判所第２民事部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２９年（再ロ）第３号

神戸市西区白水１丁目43番12号

再生債務者　松下　　剛

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成30年４月27日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成30年５月11日

神戸地方裁判所明石支部再生係

平成３０年（再ロ）第１号

福岡市中央区港３丁目８番18号　ニューパレス西公園201号

再生債務者　野本　祐也

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成30年５月７日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成30年５月10日

福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（再ロ）第３号

金沢市田上新町188番地２

再生債務者　松本　雅文

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成30年５月９日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成30年５月15日　　金沢地方裁判所民事部

平成３０年（再ロ）第９号

大阪市港区弁天３丁目３番24号（前住所）大阪府東大阪市高井田本通７丁目２番11号

再生債務者　牧野和歌子

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成30年５月９日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成30年５月14日

大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（再ロ）第４号

千葉県四街道市旭ケ丘５丁目20番４号

再生債務者　江村　政幸

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成30年５月10日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成30年５月11日　千葉地方裁判所佐倉支部

平成３０年（再ロ）第１号

兵庫県西宮市上ケ原四番町４番33―401号

再生債務者　小竹　修一

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成30年５月10日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成30年５月14日　神戸地方裁判所尼崎支部

平成２９年（再ロ）第１９号

札幌市豊平区西岡３条２丁目２番４－405号

再生債務者　前田　寛之

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成30年５月14日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成30年５月15日

札幌地方裁判所民事第４部

裁判所共済組合定款の一部変更について

裁判所共済組合定款（平成17年４月１日全部変更）の一部を次のように変更する。

平成30年４月１日

裁判所共済組合代表者

最高裁判所長官　大谷　直人

第31条第１項の表中「$\frac{4.53}{1,000}$」を「$\frac{6.89}{1,000}$」に、「$\frac{9.06}{1,000}$」を「$\frac{13.78}{1,000}$」に改め、同条第２項の表中「$\frac{4.53}{1,000}$」を「$\frac{6.89}{1,000}$」に改める。

附　則

1　この変更は、平成30年４月１日から施行する。

2　変更後の第31条第１項及び第２項の規定は、平成30年４月以後の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同月前の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法第10条第１項の規定により、次の免許状は失効した。

平成30年５月23日　　福岡県教育委員会

1．免許状の種類、免許状の番号、授与権者、授与年月日、本籍地、氏名、失効年月日

⑴　高等学校教諭一種免許状、平16高一種第148号、福岡県教育委員会、平成16年11月19日、福岡県、山本健一郎、平成30年４月26日

⑵　中学校教諭一種免許状、昭59中１第709号、東京都教育委員会、昭和59年３月31日、福岡県、久保倫眞生、平成30年４月26日

⑶　高等学校教諭一種免許状、昭59高１第739号、東京都教育委員会、昭和59年３月31日、福岡県、久保倫眞生、平成30年４月26日

2．失効の事由　教育職員免許法第10条第１項第２号該当

会社その他の公告

合併公告

債権者及び株主等関係者　各位

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載日　平成三十年四月十二日

掲載頁　六十四頁（号外第八十二号）

（乙）掲載紙　官報

掲載日　平成三十年十月六日

掲載頁　三十一頁（号外第二二七号）

平成三十年五月二十三日

東京都港区赤坂二丁目二三番一号

（甲）株式会社インフォマテイクスホールディングス

代表取締役　中村　彰利

川崎市幸区大宮町一三二〇番地

（乙）株式会社インフォマテイクス

代表取締役　三原　正一